

生駒市水道事業管理規程第6号

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程を次のように公表する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則（平成24年3月生駒市規則第15号）の規定に基づく水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務（以下「委任事務」という。）を処理するための内部組織、事務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 委任事務を分掌させるために上下水道部（生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第1号）第3条の上下水道部をいう。）に次の内部組織を置く。

下水道管理課 業務係 施設係

竜田川浄化センター

下水道推進課 計画係 工務係

(各課共通の分掌事務)

第3条 次条から第6条に定める分掌事務のほか、課において次の事項を所管する。

- (1) 主管事務に関する予算経理その他庶務に関すること。
- (2) 主管事務に関する企画、調査、統計、証明、報告等に関すること。
- (3) 主管事務に関する情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 主管に属する市有財産の取得、管理及び処分に関すること。

(5) 専用公印の管理に関すること。

(各課の分掌事務)

第4条 下水道管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

業務係

- (1) 公共下水道受益者負担金に関すること。
- (2) 下水道使用料その他の収入金に関すること。
- (3) 水洗便所改造資金融資あっせんに関すること。
- (4) 公共下水道供用開始の公示に関すること。
- (5) 下水道関係団体との連絡に関すること。
- (6) 流域下水道との調整に関すること。
- (7) 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年奈良県条例第34号）の規定により本市が処理することとされた浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽の設置、変更及び廃止の届出の受理等に関すること。
- (8) 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
- (9) 部及び課の庶務に関すること。

施設係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の維持管理に関すること。
- (2) 維持管理用資材及び機器類の検収及び管理に関すること。
- (3) 下水道台帳の管理及び整備に関すること。
- (4) 公共下水道管理者及び都市下水路管理者以外の者が行う下水道設備（都市計画法による開発行為を含む。）の審査及び指導に関すること。
- (5) 排水設備工事の確認申請及びしゅん工検査に関すること。
- (6) 排水設備の普及指導に関すること。
- (7) 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者に関すること。
- (8) 除害施設の指導に関すること。

(9) 地下埋設物事前協議に関すること。

第5条 竜田川浄化センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の維持管理及び運営に関すること。
- (2) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の水質、臭気及び汚泥の検査に関すること。

第6条 下水道推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

計画係

- (1) 汚水処理施設の基本構想及び基本調査並びに基本計画に関すること。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の基本調査及び基本計画並びに計画決定及び事業計画に関すること。
- (3) 公共下水道の普及促進に関すること。
- (4) 下水道補助事業の申請に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

工務係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の工事に伴う用地の境界明示その他出願に関すること。
- (3) 公共下水道及び都市下水路の工事資材及び機器類の検収及び管理に関すること。
- (4) 公共下水道及び都市下水路の災害復旧に関すること。
- (5) 処理場の設計、施工及び監督に関すること。
- (6) 私道内公共下水道枝管工事に関すること。

(部長)

第7条 部に部長（生駒市水道事業事務分掌規程（昭和61年7月生駒市水道事

業管理規程第6号)第7条第1項の部長をいう。以下同じ。)を置く。

2 部長は、管理者の命を受け、委任事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第8条 部に次長(生駒市水道事業事務分掌規程第8条第1項の次長をいう。以下同じ。)を置くことができる。

2 次長は、上司の命を受け、その属する部の事務又はその属する部の特定の事務を掌理するとともに部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(課長)

第9条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、主管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主幹)

第10条 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、課長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(課長補佐又は所長)

第11条 課に課長補佐又は所長(竜田川浄化センターの所長に限る。以下同じ。)を置くことができる。

2 課長補佐は、課長及び主幹を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3 所長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(係長)

第12条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。

3 竜田川浄化センターに係長を置くことができる。

4 前項の係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主査又は主任)

第 1 3 条 係又は竜田川浄化センターに主査又は主任を置くことができる。

2 主査は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主任は、上司の命を受け、主管の事務について所属職員を指揮監督する。

(職務代理)

第 1 4 条 部長に事故あるときは、所管次長がその職務を代理する。

2 次長に事故あるときは、所管課長がその職務を代理する。

3 部長及び次長ともに事故あるときは、それぞれ所管課長がその職務を代理する。

4 課長に事故あるときは主幹が、課長及び主幹ともに事故あるときは課長補佐が、その職務を代理する。

(事務の分担)

第 1 5 条 課長は、所属職員の事務の分担を定めなければならない。

(決裁)

第 1 6 条 委任事務は、別に定めのある事項を除き、すべて管理者の決裁を経なければならない。ただし、事務処理の便宜のため部長、次長、課長、主幹又は課長補佐において専決することができる。

2 前項の専決させる事項については、管理者が別に定める。

(関連事務の処理)

第 1 7 条 下水道管理課及び下水道推進課のいずれにも関連する事務は、その主な課で処理し、その所管が明らかでないときは、部長が決定する。

(相互応援)

第 1 8 条 この規程に定める分掌する事務にかかわらず、事務処理上必要と認めるときは、課又は係相互間において適宜応援させることができる。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。